

第1次
三股町役場地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
三股町役場エコチャレンジ・プラン

平成28年2月

三股町役場

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	対象となる温室効果ガス	1
第 2 章	温室効果ガス排出量の目標	2
1	方針	2
2	目標	3
第 3 章	取組内容	4
1	職員共通の取組	4
2	庁舎・施設管理所属職員等の取組	5
3	事務局の取組	6
第 4 章	計画の進行管理	8
1	推進体制	8
2	進行管理の仕組み	9
参考資料		
1	三股町役場地球温暖化対策等委員会設置要綱	12
2	施設等一覧	13
3	平成 26 年度二酸化炭素排出状況	14

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

三股町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、行政が率先して省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「三股町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「三股町役場エコチャレンジ・プラン」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画の基準年度は、平成26年度とします。

3. 対象範囲

「三股町役場エコチャレンジ・プラン」の対象範囲は、三股町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする6つの温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）の取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

三股町役場では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

三股町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育ていくために、三股町役場では、「三股町役場エコチャレンジ・プラン」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成28年2月19日 三股町長 木佐貫 辰生

2. 目標

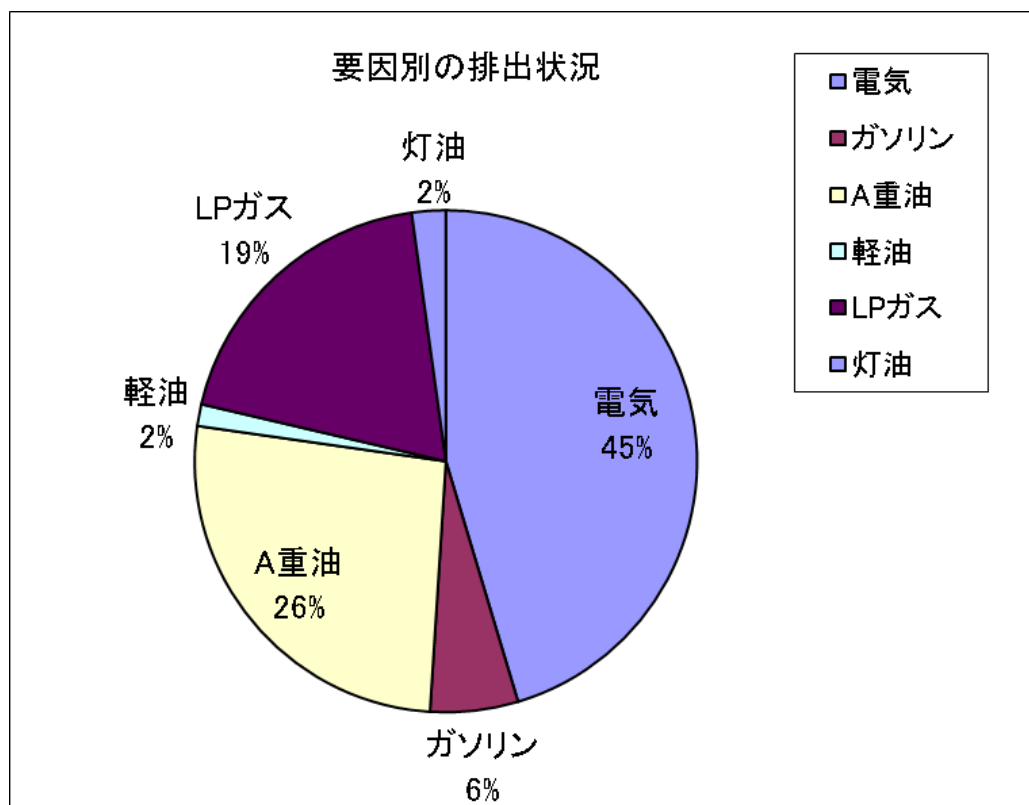
三股町役場は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、平成32年度までに、5%削減します（平成26年度を基準とします）。

目 標	三股町役場は、平成32年度までに <u>温室効果ガス総排出量を5%削減します。</u> 目標値 $7,433,475 \times 5\% \div 371,673 \text{kg-CO}_2$ 削減
-----	---

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

H26年度の温室効果ガス排出量の現状

区 分	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合	備 考
電 気	3,371,861	45%	
ガソリン	420,013	6%	
A重油	1,950,663	26%	庁舎・衛生センター・教育課
軽 油	104,423	2%	
LPガス	1,424,441	19%	給食センター・健康管理センター・殿岡改善センター・元気の杜等
灯 油	162,075	2%	
合 計	7,433,475	100%	



第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

温室効果ガスである二酸化炭素の削減のためには、省エネルギー活動は重要な取組みであり、本町では以下の取組みの推進により、自ら排出する温室効果ガスの排出量の削減に加え、これらの普及啓発による町全体からの温室効果ガスの削減に取り組めます。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 外気の有効活用
	・ カーテン等による冷暖房効果の効率化
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
エレベーター	・ 利用の少ない時間帯における一部停止
	・ 2階上下階へのエレベーターの利用自粛
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進
その他	・ 一斉ノー残業デー
	・ ノーマイカーデー

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ オフィスペーパーリサイクル
	・ グリーン購入の推進

2. 庁舎・施設管理所属職員等の取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検 ・ LED 照明などの高効率な照明への買い換えを順次行う。
事務機器	・ 新規購入や更新時の省エネルギー製品の導入
公用車	・ 更新時のエコカー導入
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 ・ 冷却塔充てん剤の清掃

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調機設備の起動時刻の適正化 ・ クールビズ・ウォームビズに取り組み、適正温度を設定する
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・ 給湯温度の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化 ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・ 熱源機の運転圧力の適正化 ・ 熱源機の停止時間の電源遮断
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
照明	・ 高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
	・ LED照明への更新
昇降機	・ インバータ制御システムの導入
	・ 人感センサーの導入
建物	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入

3. 事務局の取組

三股町役場地球温暖化対策等委員会事務局（以下「事務局」という。）は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

三股町役場全体的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。事務局は、職員向け説明会や研修会、関連するポスター等の掲示、職員向けNews（通信）等の発信など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結

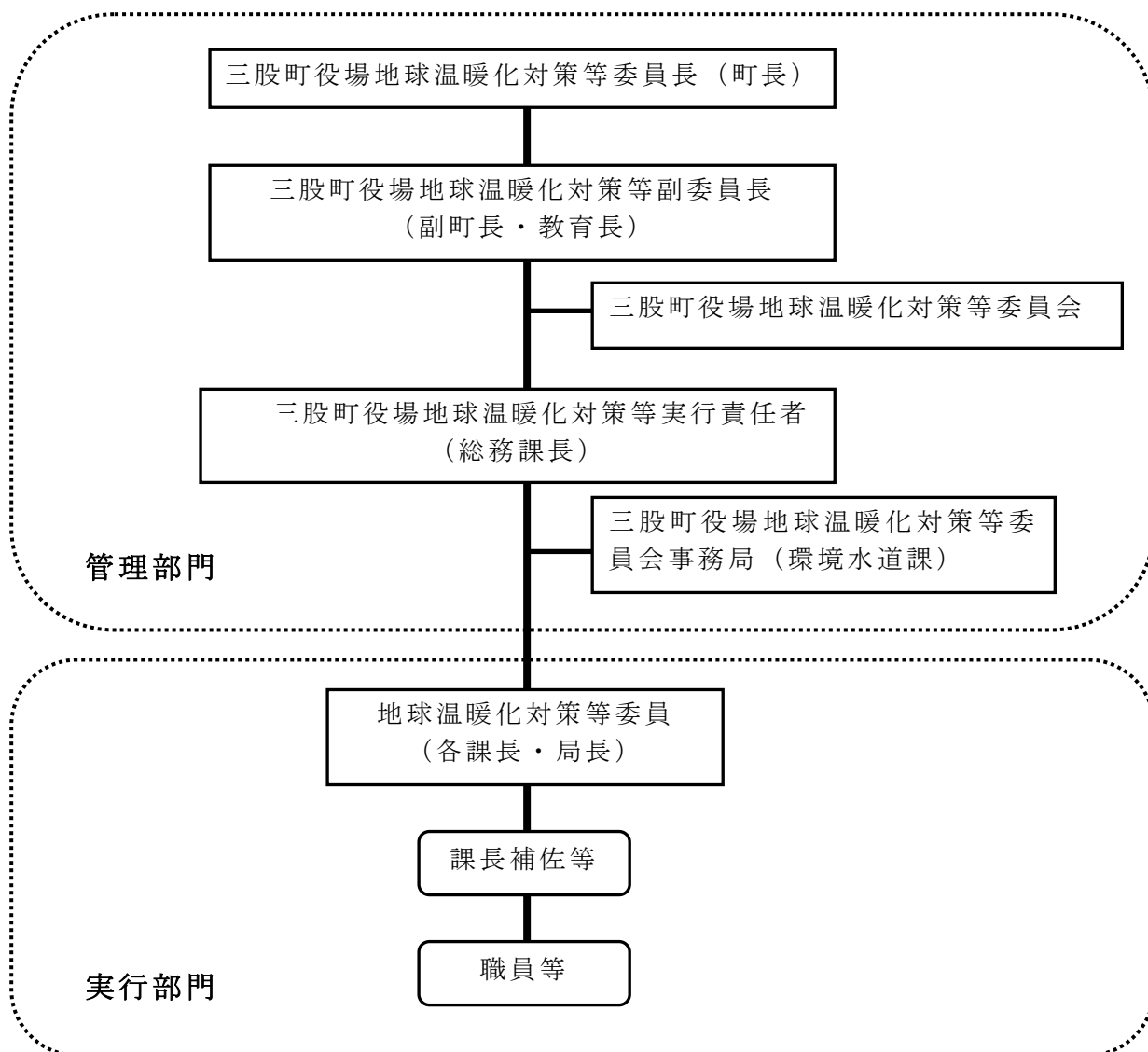
果等を取りまとめ、三股町役場地球温暖化対策等委員会（以下「対策委員会」という。）に報告する。また、事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、町民に分り易い形で公表します。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第1次三股町役場エコチャレンジ・プラン」は、次の体制で実施します。
詳細は「三股町役場地球温暖化対策等委員会設置要綱」に定めます。

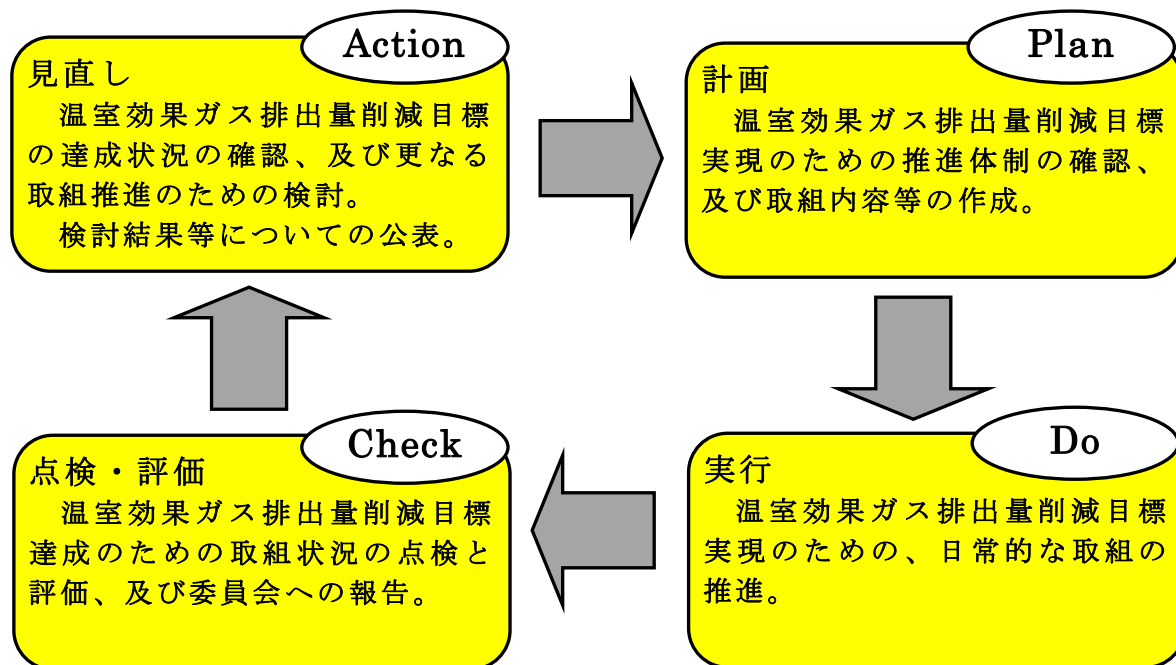
推進体制図



2. 進行管理の仕組み

「第1次三股町役場エコチャレンジ・プラン」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



① 計画（Plan）

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について課長補佐及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

② 実行（Do）

課長補佐及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に本計画の重要性、及び第3章に示した取組を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

③ 点検・評価（Check）

【課長補佐等の実施事項】

課長補佐等は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）の状況を把握し、毎月1回所管のエネルギー使用量を、エネルギー使用量・集計票に入力し、課長等に報告する。

【課長等の実施事項】

課長等は、課長補佐等からの報告を踏まえて、課内の取組を総括し、エネルギー使用量・集計票を毎月1回事務局に提出する。また、「かんたん算定シート」を確認し、温室効果ガス排出量の削減状況等の評価を行う。

【事務局の実施事項】

事務局は、課長等から提出されたエネルギー使用量・集計票を取りまとめて、「かんたん算定シート」に基づき、町役場全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、地球温暖化対策等実行責任者（総務課長）に報告する。

④ 見直し（Action）

地球温暖化対策等実行責任者（総務課長）は、事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に 1 回対策委員会に報告する。

対策委員会は、地球温暖化対策実行責任者（総務課長）の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤ 実績の公表

事務局は、対策委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、町民に分り易い形で公表する。

參考資料

参考資料1 三股町役場地球温暖化対策委員会 設置要綱

(平成 28 年 2 月 19 日 告示番号 13 号)

(設置)

第 1 条 三股町役場地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、三股町役場地球温暖化対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、実行責任者、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長に町長を、副委員長に副町長及び教育長を、実行責任者に総務課長を、事務局長に環境水道課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取りまとめ、これを推進する。
- 6 事務局長は、事務の取りまとめを行う。
- 7 委員は、各課(局)長をもって充てる。

(委員会)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第 5 条 部会は、委員長から諮問された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。

- 2 部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境水道課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

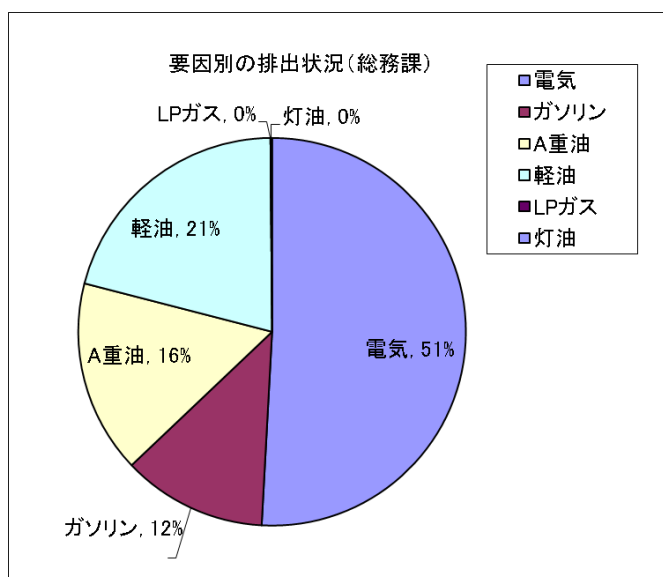
この告示は、公表の日から施行する。

参考資料2 施設等一覧

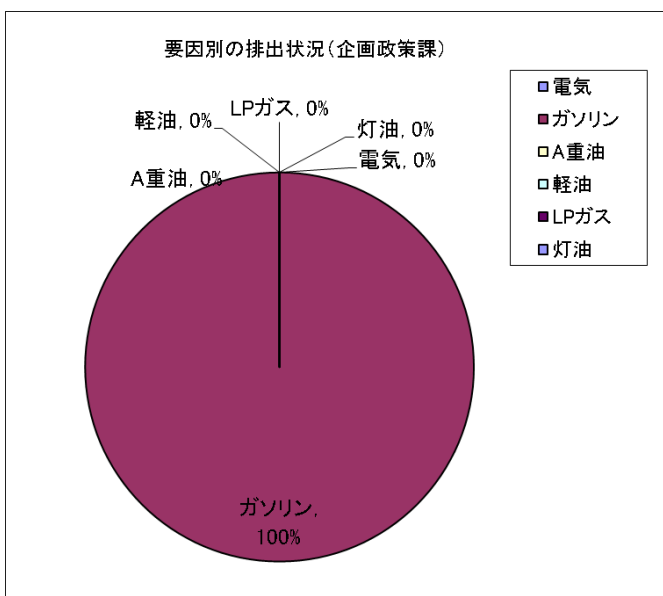
施 設 名	管 理 担 当 課
三股町役場	総務課
三股町中央公民館	教育課
第1地区分館～第9地区分館	教育課
三股町体育館	教育課
三股町勤労者体育センター	教育課
三股町四半的弓道場	教育課
三股町武道体育館	教育課
三股町弓道場	教育課
三股町中央テニスコート	教育課
三股町立文化会館・三股町立図書館	教育課
三股町立学校給食センター	教育課
三股町研修センター	教育課
各小中学校	教育課
西部地区体育館	教育課
三股町健康管理センター	町民保健課
三股町畜産センター	産業振興課
三股町殿岡生活改善センター	産業振興課
2地区交流プラザ	福祉課
各地区児童館	福祉課
長田へきち保育所	福祉課
三股町総合福祉センター元気の杜	福祉課
三股町中央浄水場	環境水道課
三股町長田浄配水場	環境水道課
水道事業各施設	環境水道課
三股町衛生センター	環境水道課
三股中央浄化センター	環境水道課
三股町宮村南部地区農業集落排水処理場	環境水道課
三股町梶山地区農業集落排水処理場	環境水道課
三股町一般廃棄物処理場	環境水道課
墓苑 高才原	環境水道課

参考資料3 平成26年度各課毎の二酸化炭素排出状況

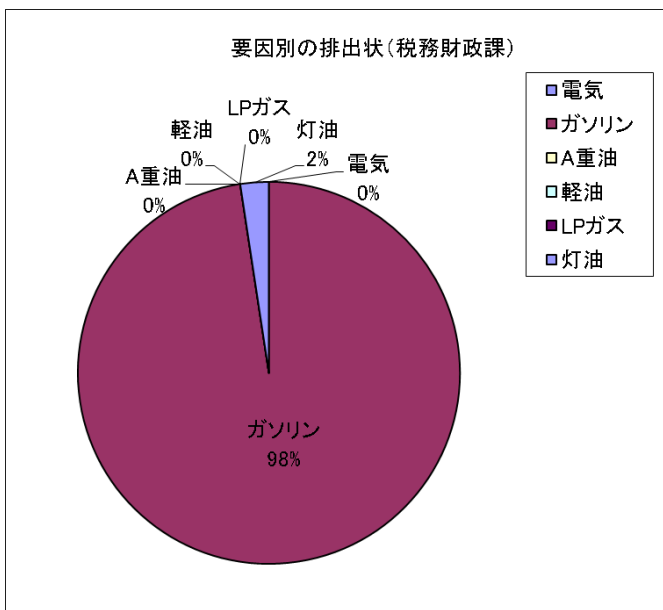
総務課	二酸化炭素排出量	割合
電気	136,879	51%
ガソリン	32,434	12%
A重油	43,354	16%
軽油	56,114	21%
LPガス	0	0%
灯油	349	0%
合計	269,130	100%



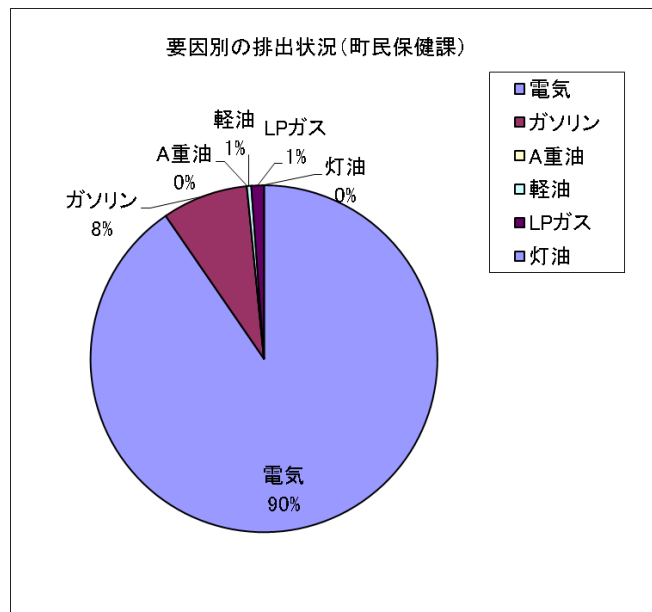
企画政策課	二酸化炭素排出量	割合
電気	0	0%
ガソリン	604	100%
A重油	0	0%
軽油	0	0%
LPガス	0	0%
灯油	0	0%
合計	604	100%



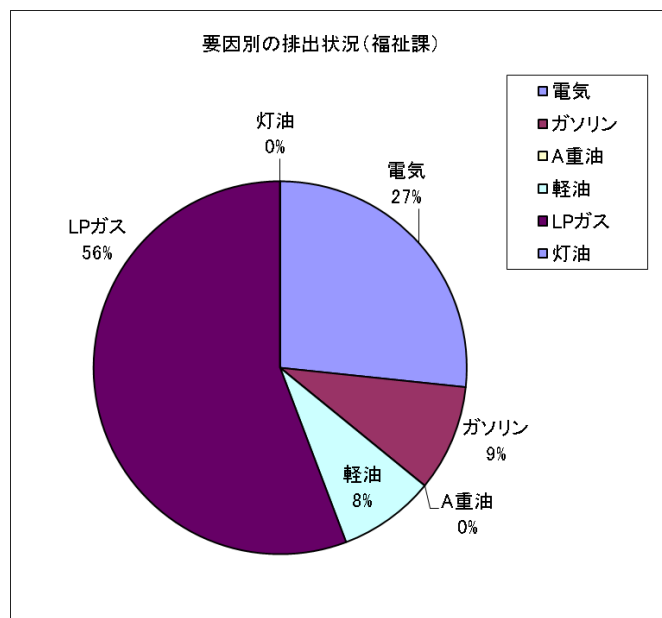
税務財政課	二酸化炭素排出量	割合
電気	0	0%
ガソリン	4,042	98%
A重油	0	0%
軽油	0	0%
LPガス	0	0%
灯油	100	2%
合計	4,142	100%



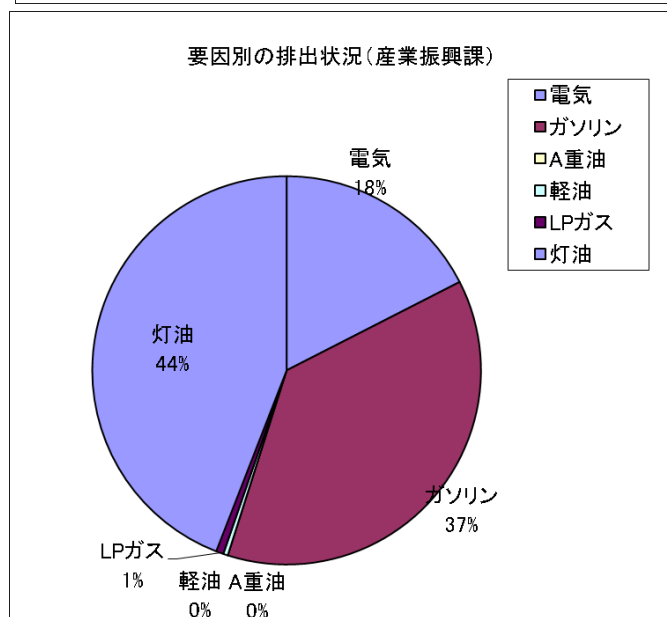
町民保健課	二酸化炭素排出量	割合
電気	16,093	90%
ガソリン	1,428	8%
A重油	0	0%
軽油	72	1%
LPガス	208	1%
灯油	0	0%
合計	17,801	100%



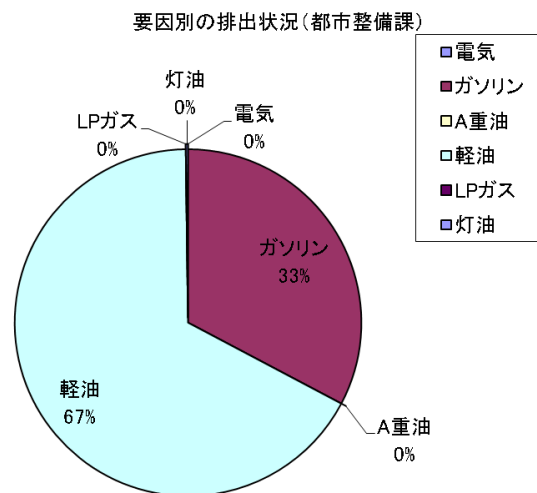
福祉課	二酸化炭素排出量	割合
電気	23,588	27%
ガソリン	8,171	9%
A重油	0	0%
軽油	7,392	8%
LPガス	49,327	56%
灯油	0	0%
合計	88,477	100%



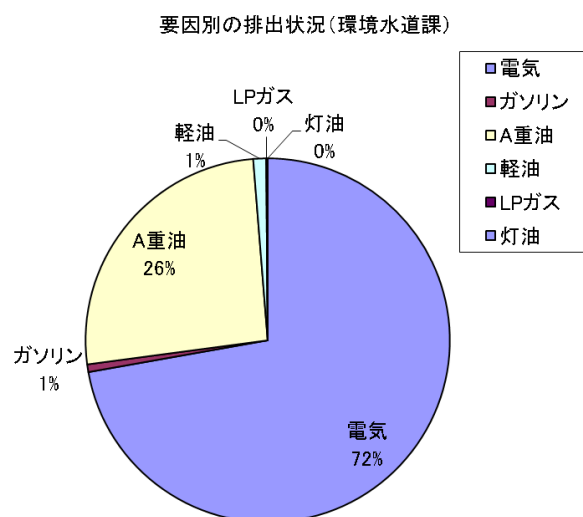
産業振興課	二酸化炭素排出量	割合
電気	2,104	18%
ガソリン	4,503	37%
A重油	0	0%
軽油	47	0%
LPガス	75	1%
灯油	5,307	44%
合計	12,035	100%



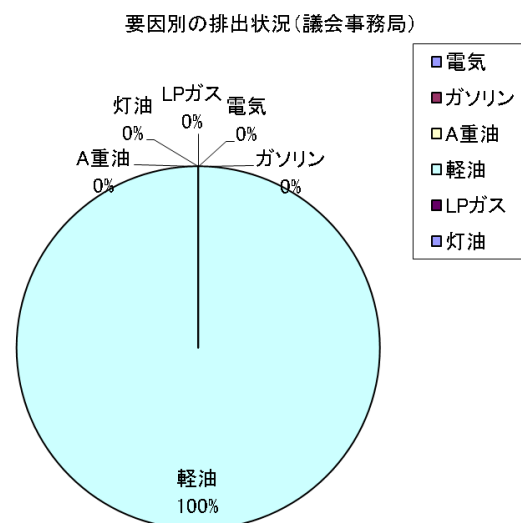
都市整備課	二酸化炭素排出量	割合
電気	0	0%
ガソリン	7,913	33%
A 重油	0	0%
軽油	16,210	67%
LP ガス	0	0%
灯油	50	0%
合計	24,173	100%



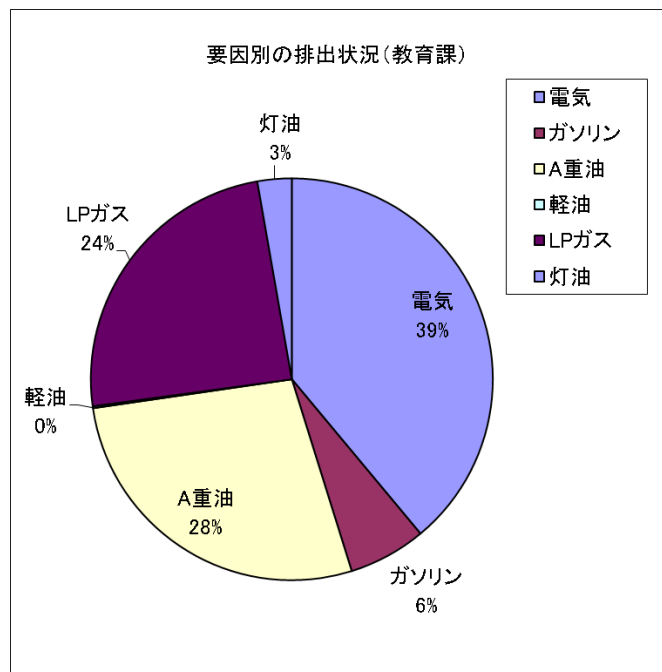
環境水道課	二酸化炭素排出量	割合
電気	999,375	72%
ガソリン	9,496	1%
A 重油	357,671	26%
軽油	15,835	1%
LP ガス	511	0%
灯油	1,245	0%
合計	1,384,133	100%



議会事務局	二酸化炭素排出量	割合
電気	0	0%
ガソリン	0	0%
A 重油	0	0%
軽油	65	100%
LP ガス	0	0%
灯油	0	0%
合計	65	100%



教育課	二酸化炭素排出量	割合
電気	2,193,822	39%
ガソリン	351,423	6%
A重油	1,549,637	28%
軽油	8,688	0%
LPガス	1,374,321	24%
灯油	155,025	3%
合計	5,632,916	100%



三股町温室効果ガス排出量算定に係るエネルギー使用量・集計票

平成 26 年度

	ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPガス (m³)	電気使用 料(kwh)	二酸化炭素 排出量(kg)	備 考
全体	180,910	65,104	40,396	719,900	238,688	8,758,081	7,433,475	
総務課	13,970	140	21,708	16,000	0	355,530	269,130	
企画政策課	260	0	0	0	0	0	604	
税務財政課	1,741	40	0	0	0	0	4,142	
町民保健課	615	0	28	0	35	41,801	17,801	健康管理センター含む
福祉課	3,519	0	2,860	0	8,266	61,267	88,477	各地区児童館・2地区交流プラザ・元気の杜等含む
産業振興課	1,940	2,132	18	0	13	5,464	12,035	殿岡改善センター含む
都市整備課	3,408	20	6,271	0	0	0	24,173	
環境水道課	4,090	500	6,126	132,000	86	2,595,780	1,384,133	衛生センター・上水道・下水道・処分場・墓地含む
議会事務局	0	0	25	0	0	0	65	
教育課	151,367	62,272	3,361	571,900	230,289	5,698,239	5,632,916	中央公民館・各地区分館・各学校・文化会館等含む